

## 8 月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [info@seko-tax.com](mailto:info@seko-tax.com)ホームページ <http://www.seko-tax.com/>

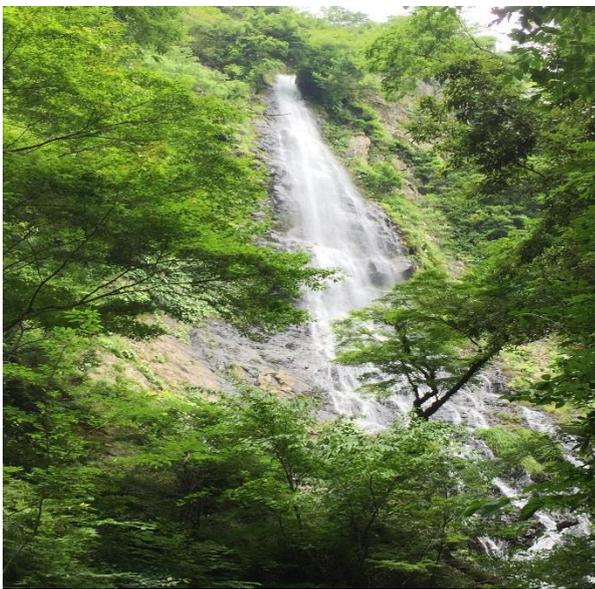
## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第55号を発行させていただきます。  
残暑お見舞い申し上げます。

まだまだ暑い日が続きますので、くれぐれもご自愛ください。

当事務所のお盆休みは、8月11日～15日までとさせていただきます。

今月は、兵庫県養父市の天滝に行ってきた際に撮影した写真を掲載いたします。



(写真は、養父市の天滝です)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**個人住民税税額計算について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**習慣をちょっと変えてみる その5**を書いております。

皆様のご参考になれば、うれしく思います。

## 2 個人住民税税額計算について その2

今月も先月の続きとしまして「個人住民税の税額計算について」を取り上げさせていただきます。

先月に課税総所得金額の計算まで説明させていただきましたので、今月はその続きの税額計算からとなります。

## 個人住民税の計算例（給与所得者の場合）

## 税額の計算

## (所得割額の計算)

所得割額	課税総所得金額×税率（ <b>市民税6%、府民税4%</b> ）
市民税	2,171,000円×6%=130,260円・・・①
府民税	2,171,000円×4%=86,840円・・・②

## (税額控除額の計算)

調整控除額	市民税 1,500円 府民税 1,000円
-------	-----------------------

\*合計課税所得金額が200万円超の場合の計算に基づき算出

人的控除額	50,000円（配偶者控除）+50,000円（扶養控除）；50,000円（基礎控除）＝150,000円
-------	---

調整控除額	市民税 【150,000円－（2,171,000円－2,000,000円）】（*）×3%=1,500円・・・③ 府民税 【150,000円－（2,171,000円－2,000,000円）】（*）×2%=1,000円・・・④
-------	--

\*【】内の額が50,000円未満のため、50,000円として計算します。

住宅ローン控除額	次の(1)または(2)のいずれか少ない額 (市民税 3/5・府民税 2/5)
(1)	200,000 円 (住宅ローン控除可能額) - 97,050 円 (所得税での適用控除額) = 102,950 円
(2)	1,941,000 円 (所得税の合計課税所得金額) × 5% = 97,050 円

(1) > (2) のため、住宅ローン控除額は 97,050 円

市民税	97,050 円 × 3/5 = 58,230 円・・・⑤
府民税	97,050 円 × 2/5 = 38,820 円・・・⑥

寄附金税額控除額	次の(1)基本控除額と(2)特例控除額の合計額
(1) 基本控除額	市民税 (15,000 円 - 2,000 円) × 6% = 780 円 府民税 (15,000 円 - 2,000 円) × 4% = 520 円
(2) 特例控除額	市民税 (15,000 円 - 2,000 円) × (79.79% (*)) × 3/5 = 6,224 円 府民税 (15,000 円 - 2,000 円) × (79.79% (*)) × 2/5 = 4,150 円 * 課税総所得金額が 2,021,000 円のため、適用される割合は 79.79% となります。
合計額	市民税 780 円 + 6,224 円 = 7,004 円・・・⑦ 府民税 520 円 + 4,150 円 = 4,670 円・・・⑧

### (差引 所得割額の計算)

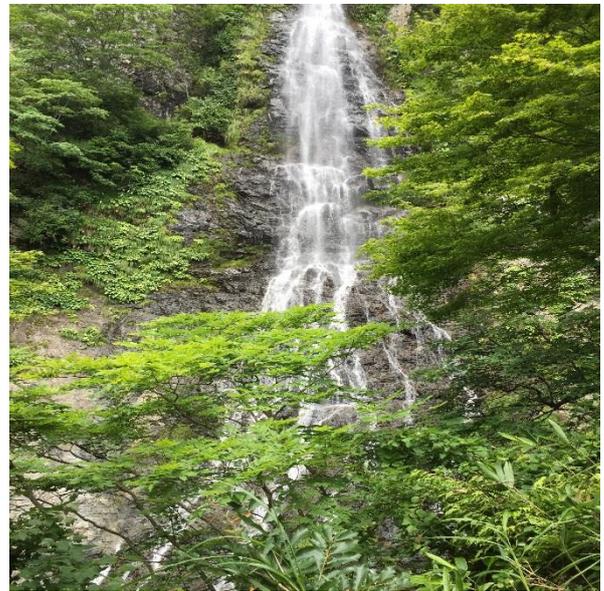
市民税	所得割額① - 調整控除額③ - 住宅ローン控除額⑤ - 寄附金税額控除額⑦ 130,260 円 - 1,500 円 - 58,230 円 - 7,004 円 = 63,526 円 → 63,500 円 (100 円未満端数切捨て)・・・⑨
府民税	所得割額② - 調整控除額④ - 住宅ローン控除額⑥ - 寄附金税額控除額⑧ 86,840 円 - 1,000 円 - 38,820 円 - 4,670 円 = 42,350 円 → 42,300 円 (100 円未満端数切捨て)・・・⑩

### (均等割額の計算)

均等割額	市民税 3,500 円・・・⑪ 府民税 1,800 円・・・⑫
------	---------------------------------

### (個人市・府民税額)

市民税	所得割額⑨ + 均等割額⑪ 63,500 円 + 3,500 円 = 67,000 円
府民税	所得割額⑩ + 均等割額⑫ 42,300 円 + 1,800 円 = 44,100 円
合計額	個人市・府民税額 111,100 円



(写真は、養父市の天滝です)

個人住民税の税額計算を 2 回にわたってご説明させていただきました。なかなかご自身で税額計算をすることはないかと思うのですが、どのように税額が計算されているかを知っていただく機会をもっていただけたらと思います。

#### 【参考文献】

- ・大阪市のホームページ 「個人市・府民税の計算例 (給与所得者の場合)」

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 相続税関連

日経新聞に「遺産分割から住居除く 贈与の場合 配偶者に配慮」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・法制審議会 (法相の諮問機関) の部会は、亡くなった人の遺産を分け合う遺産分割の規定を見直す試案をま

とめた。

- ・現行制度では、居住用の土地・建物は遺産分割の対象になる。
- ・住居以外の財産が少なければ、残された配偶者が遺産分割のために住居の売却を迫られ、住み慣れた住まいを失う恐れがあった。高齢化の進展で同様の問題はさらに増える見通しで、法制審は対応策を検討していた。
- ・**試案は、居住用の土地・建物を配偶者に贈与した際に、それ以外の遺産を相続人で分け合う内容。配偶者は住居を離れる必要がないだけでなく、他の財産の配分が増えて生活が安定する。**
- ・適用するには条件がある。①夫婦の婚姻期間が 20 年以上 ②配偶者に住居を生前贈与するか遺言で贈与の意思を示す の2つだ。
- ・今回の試案には、遺産分割の協議中でも預貯金を葬儀費用や生活費用に充てる仮払いを認める制度の創設も盛り込んだ。

などと書かれておりました。

\*高齢化社会に適した法整備になっていくことを期待します。



(写真は、養父市の天滝です)

国税電子納税関連

日経新聞に「電子納税しやすく 国税庁 証明書や専用機器不要」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・**国税庁は 2019 年をめどにインターネットで電子申告・納税しやすくする。**
- ・今の電子申告では本人確認のため読み取り機器やマイナンバーカードなどの電子証明書が必要だが、税務署でいちど本人確認すれば ID とパスワードで認証できるようにする。
- ・新しい方式では、IC カードリーダーやマイナンバーカードなどの電子証明書が要らなくなる。
- ・まず税務署で申告を始める届出書と免許証など本人確認ができる証明書を提出する。職員が対面で本人確認をしてなりすましなどを防ぐ。
- ・そこで受け取った ID とパスワードを国税庁のサイトで入力するだけで e-Tax を通じて電子申告ができる。
- ・18 年分の申告からが対象で、翌年度以降も同じ ID とパスワードを使いネットで申告できる。

などと書かれておりました。

\*電子機器を購入するのに 3,000 円程度必要でしたので、これを購入するの必要がなければ、電子申告の利用件数は増えていくことでしょう。



(写真は、養父市の天滝です)

## 4 習慣をちょっと変えてみる その5

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回も、ストレス緩和につながる内容として「習慣をちょっと変えてみる」ことをご紹介します。

### 息をゆっくりと吐いてみる

参考文献には

- ・「呼吸」という言葉は、息を吸う（吸）より、息を吐く（呼）という字が先にきています。つまり、息を「吸う」よりも「吐く」という行為が先なのです。
- ・丹田を意識を集中させて、とにかくゆっくりと長く細く息を吐く。そうやって吐ききれば、人間は自然に息を吸おうとします。その流れにまかせてゆっくりと息を吸う。
- ・これを繰り返しているうちに、気持ちがどんどん落ち着いてくる。自分の体がどっしりと大地についているような気持ちになってくる。
- ・胸のあたりで呼吸をしていると、どうしても気持ちが浮ついてきます。心のなかに焦りが生じて、呼吸はさらに速くなってくる。焦りやイライラのスパイラルにはまってしまうのです。
- ・怒りや焦りといったマイナスの感情が湧いてきたら、そのときにこそ丹田呼吸を意識してみてください。ずっと気持ちが落ち着き、心が洗われるのを実感するでしょう。

などと書かれています。

ここひと月ぐらい仕事とプライベートのことでバタバタしてイライラしていることが多かったので、この「息をゆっくりと吐いてみる」というテーマを選ばせていただきました。

イライラしている時って自分がどんな呼吸をしているのか気にもしていないと思います。普段何気なくしている呼吸が自分の気持ちに大きな影響を与えているのに気づけ、今は気持ちが落ち着いて仕事に取り組んでいます。

イライラしている時にすぐに取り組めますので、ここ

でご紹介しました呼吸法を試してみてください。

### 【参考文献】

- ・禅、シンプル生活のすすめ 著者 柘野俊明（ますの しゅんみょう） 発行所 三笠書房 知的生きかた文庫

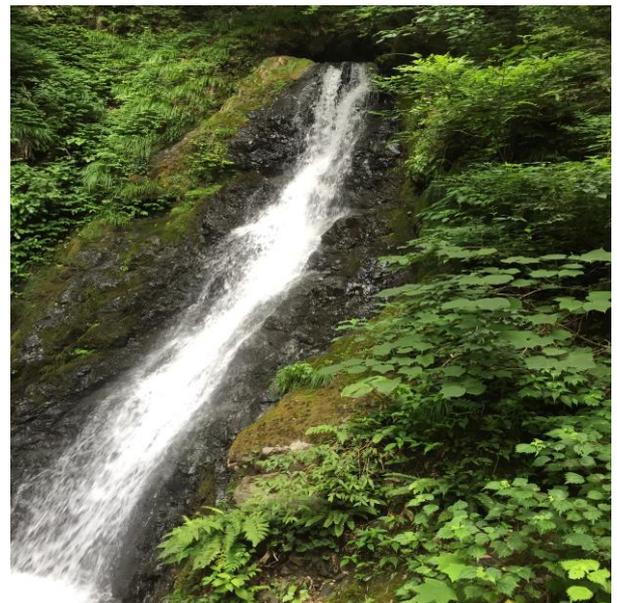
## 5 編集後記

今月の事務所便りに掲載している写真の天滝は、滝のすぐ横にいけるので人気があるようです。天滝は、日本の滝100選に選ばれていて、落差98mの名瀑と言われているそうです。



天滝登山道は、登山道入り口から天滝までは約1.2kmで距離は短いのですが、ほぼ登り道なので、天滝にたどり着くまでに汗びっしょりになってしまいました。

天滝までにも小さな滝が途中7つありまして、そのうちの一つの滝（鼓滝）の写真を掲載させていただきます。



今月も最後までお読みいただきありがとうございます。